

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全
に関する協定書の一部を改定する協定書

北海道（以下「甲」という。）及び室蘭市（以下「乙」という。）並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「丙」という。）は、平成 17 年 11 月 7 日に締結した「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定書」（以下「協定書」という。）の一部を次のとおり改定する協定を締結する。

第 1 条（協定書の改定）

協定書前文を次のとおり改める。

（改定前）

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業（以下「北海道事業」という。）について、安全性と環境保全を確保しつつ確実に推進するため、北海道（以下「甲」という。）及び室蘭市（以下「乙」という。）並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「丙」という。）は、相互に協力して最善の措置を講ずるとともに、甲及び乙が提示した受入条件の履行に係る具体的な事項について、次のとおり協定を締結する。

（改定後）

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業（解体撤去を含む。以下「北海道事業」という。）について、安全性と環境保全を確保しつつ確実に推進するため、北海道（以下「甲」という。）及び室蘭市（以下「乙」という。）並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「丙」という。）は、相互に協力して最善の措置を講ずるとともに、甲及び乙が提示した受入条件の履行に係る具体的な事項について、次のとおり協定を締結する。

協定書第 5 条第 1 項を次のとおり改める。

（改定前）

（P C B 廃棄物処理施設の運転管理）

第 5 条 丙は、P C B 廃棄物の安全かつ適正な処理を行うため、P C B 廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の稼動に当たっては、運転操作手順書、維持管理手順書及び天災その他の不慮の事故の発生した場合を想定した緊急時対応マニュアルを整備し、これらの手順書等に基づいて適切な運転管理を行うものとする。

（改定後）

（P C B 廃棄物処理施設の運転管理等）

第 5 条 丙は、P C B 廃棄物及び解体撤去廃棄物の安全かつ適正な処理を行うため、P C B 廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の稼動及び解体撤去に当たっては、運転操作手順書、維持管理手順書、解体撤去実施マニュアル及び天災その他の不慮の事故の発生した場合を想定した緊急時対応マニュアルを整備し、これらの手順書等に基づいて適切な運転管理等を行うものとする。

協定書第 5 条第 3 項を次のとおり改める。

(改定前)

3 丙は、処理施設の運転管理に係る安全の確保及び環境の保全並びに秩序の保持について、処理施設の運転会社に対し積極的に指導及び監督を行うものとする。

(改定後)

3 丙は、処理施設の運転管理及び解体撤去に係る安全の確保及び環境の保全並びに秩序の保持について、処理施設の運転会社等に対し積極的に指導及び監督を行うものとする。

協定書第 7 条第 1 項を次のとおり改める。

(改定前)

(水質汚濁防止対策)

第 7 条 丙は、処理工程からの排水及び油類が室蘭港や隣接排水路へ排出、又は地下浸透しないよう防止策を講じるものとする。

(改定後)

(水質汚濁防止対策)

第 7 条 丙は、処理工程及び解体撤去からの排水及び油類が室蘭港や隣接排水路へ排出、又は地下浸透しないよう防止策を講じるものとする。

協定書第 12 条第 4 項を次のとおり改める。

(改定前)

4 丙は、環境保全及び環境改善の取組みを総合的に推進するため、環境マネジメントシステム規格 ISO 14001 の認証を取得するものとする。

(改定後)

4 丙は、環境保全及び環境改善の取組みを総合的に推進するため、環境マネジメントシステム規格 ISO 14001 の認証を取得するものとする。

なお、解体撤去において丙が同取組みを総合的に推進するためには、丙が定めた解体撤去実施マニュアル等に沿って事業を行うものとする。

協定書第 14 条第 1 項を次のとおり改める。

(改定前)

第 14 条 丙は、次の各号に掲げる事項についてモニタリング計画を策定し、当該計画に基づき処理施設の運転状況及び周辺環境の状況についての的確に把握するものとする。

(改定後)

第 14 条 丙は、次の各号に掲げる事項についてモニタリング計画を策定し、当該計画に基づき処理施設の運転・解体撤去状況及び周辺環境の状況についての的確に把握するものとする。

協定書第 14 条第 3 項を次のとおり改める。

(改定前)

3 丙は、第 1 項の規定による測定のほか、甲又は乙から申し出があったときは、処理施設の運転状況及び周辺環境の状況についての的確に把握するものとする。

(改定後)

3 丙は、第 1 項の規定による測定のほか、甲又は乙から申し出があったときは、処理施設の運転・解体撤去状況及び周辺環境の状況についての的確に把握するものとする。

協定書第 19 条第 1 項を次のとおり改める。

(改定前)

第 19 条 丙は、丙が設置する P C B 処理情報センターにおいて処理実績、環境モニタリングの結果その他処理事業に関する情報を閲覧できるようにするほか、基本的情報についてはインターネット等により広く情報公開を進めるものとする。

(改定後)

第 19 条 丙は、丙が設置する P C B 処理情報センターにおいて処理実績、解体撤去実績、環境モニタリングの結果その他北海道事業に関する情報を閲覧できるようにするほか、基本的情報についてはインターネット等により広く情報公開を進めるものとする。

第 2 条 (効力)

この協定書は、令和 8 年 4 月 1 日から効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 北海道
北海道知事 鈴木 直 道

乙 室蘭市
室 蘭 市 長 青 山 剛

東京都港区芝 1 丁目 7 番 1 7 号
丙 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
代表取締役社長 鎌形 浩史